

ICT戦略室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成31年度 マイクロソフト社製ソフトウェア等ライセンス取得(概算契約)(その2)	01:情報処理	株式会社大塚商会	2,955,887	令和元年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	総合行政ネットワーク府域ネットワーク機器一式 長期借入	01:情報処理	NTTファイナンス株式会社 関西支店	2,404,380	令和元年11月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度マイクロソフト社製ソフトウェア等ライセンス取得その2（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会

3 随意契約理由

本市では、市内情報ネットワークやLGWAN ネットワーク等のネットワーク内においてマイクロソフト社製のソフトウェア及びサービスを利用しており、それらを利用するには、マイクロソフト社製ライセンスが必要となる。

本市は、マイクロソフト社との間で、GESA 契約（政府機関向けエンタープライズサブスクリプション契約一式）を締結しており、GESA 契約に基づく再販業者であること等を入札参加資格として、毎年度、一般競争入札により、ライセンス取得の調達を行っている。

上記ライセンス取得について、平成31年度においては、株式会社大塚商会と契約を締結している（契約期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日）。

GESA 契約において、発注者（大阪市）は、複数のライセンス発注事業者を同時に指定できないと規定されている。

今回調達を行うマイクロソフト社製ソフトウェア等ライセンス取得について、現行の契約相手方（株式会社大塚商会）以外の再販事業者へ発注した場合、株式会社大塚商会が、今年度の本市のライセンス発注事業者の指定から外れてしまうため、既契約のマイクロソフト社製ライセンス取得業務を遂行することができなくなり、本市の事業に支障をきたすこととなる。

したがって、株式会社大塚商会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

I C T戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7121）

特名随意契約理由書

1 案件名称

総合行政ネットワーク府域ネットワーク機器一式 長期借入

2 契約の相手方

NTT ファイナンス株式会社関西支店

3 特名理由

総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」という。）府域ネットワークに係る回線提供、保守・運用等業務委託、機器賃貸借の契約は、平成 26 年度に大阪電子自治体推進協議会（以下、「協議会」という。）による共同調達で選定された事業者と契約を締結しており、現行契約は、令和 2 年 1 月 31 日をもって契約期間を満了する。

LGWAN 府域ネットワークの運営は、平成 27 年度に協議会が解散されることに伴い、事務を引き継いだ大阪電子自治体連絡会（以下、「連絡会」という。）のもと、本市を含む府内市町村で構成する LGWAN 府域ネットワーク運営連絡会で運営されている。

平成 30 年 9 月 28 日に平成 30 年度第 1 回 LGWAN 府域ネットワーク運営連絡会が開催され、LGWAN 府域ネットワークに係る回線提供、保守・運用等業務委託、機器賃貸借の契約の新たな契約の共同調達について提案され、これまでと同様に、調達に係る事務処理負担の軽減と経費縮減を目的として、連絡会において受注事業者を選定することとなった。

本案件の事業者は、連絡会が実施する入札により業者選定されている（令和元年 6 月 21 日公示、令和元年 8 月 7 日業者決定）。LGWAN 府域ネットワークを利用するには連絡会が選定した受注事業者と個別に契約締結する必要がある。NTT ファイナンス株式会社関西支店は連絡会によって選定された事業者であるため、同事業者を契約相手方として特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G 4）

5 担当部署

I C T 戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7121）